

2022年3月14日

各 位

会社名 株式会社Q L Sホールディングス
(コード番号 7075 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 雨田 武史
問合せ先 取締役CFO管理本部長 豊田 尚孝
T E L 06-6575-9845
U R L <https://qlshd.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月14日に開催した取締役会において、2022年3月30日開催予定の臨時株主総会（以下、「臨時株主総会」といいます）の議案として、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営体制の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ることの一環としまして、監査役会設置会社に移行することといたしたく存じます。つきましては、当社定款に監査役会に関する規定の新設および追加等、所要の変更を行うものであります。(変更案第4条・第31条～第35条)
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり当社定款を変更するものです。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参

考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④変更案第 18 条の新設及び現行定款第 18 条の削除の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものであります。

(3) 上記条文の新設等に伴い、条数を調整するとともに、所要の変更を行うものであります。

2.日程

- (1) 定款変更のための臨時株主総会開催日 2022 年 3 月 30 日
 (2) 定款変更の効力発生日 2022 年 3 月 30 日

3. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりでございます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関構成) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役	(機関構成) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u>
第 5 条～第 17 条 (条文省略)	第 5 条～第 17 条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情</u>

	<p><u>報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
第 19 条～第 29 条 (条文省略)	第 19 条～第 29 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役	第 5 章 監査役及び監査役会
第 30 条～第 32 条 (条文省略)	第 30 条～第 32 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
第 33 条～第 38 条 (条文省略)	第 38 条～第 43 条 (現行どおり)

附則

第1条 変更前定款第18条の規定の削除及び変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6ヶ月を経過した日、もしくは施行日から6ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

以上